

ご旅行条件書(海外・募集型企画旅行)

この書面は、旅行業法第12条の4による取引条件説明書面および同法第12条の5による契約書面の一部となります。

(観光庁長官登録旅行業第07号)



1. 募集型企画旅行契約

- この旅行は、株式会社新潟トラベル(新潟県新潟市中央区笹2丁目12番3号、観光庁長官登録旅行業第07号、以下「当社」といいます。)が旅行企画・実施するものであり、旅行に参加されるお客様は、当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することとなります。
- 海外旅行とは、国内旅行(本邦内のみ)の旅行以外の旅行をいいます。
- 旅行契約の内容・条件はこの条件書に示すほかパンフレット等、出発前にお渡しする確定書面(最終日程表)および当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部にあります。
- 当社は、お客様が当社で定める旅行日程に従って運送・宿泊機関の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。)の提供を受けることができるように、手配し、旅程を管理することを引き受けます。当社は自ら旅行サービスを提供するものではありません。

2. 旅行のお申込みおよび契約の成立時期

- 旅行のお申込みは、当社または旅行業法に規定された受託営業所(以下あわせて「当社」といいます。)にて、所定の申込書に所定事項をご記入のうえ、(5)の申込金を添えてお申込みください。
- 当社は、電話、郵便、ファクス等の通信手段により旅行契約の予約を受け付けることがあります。この場合、予約の時点で契約は成立していません。当社が予約の承諾をする旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に(1)の申込み手続をお申し込みください。ただし、特定期間、特定コースにつきましては、別途パンフレット等に定めるところによります。
- お客様と当社が、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受領した時に成立するものとします。なお、電話、郵便、ファクス等の通信手段でお申込みの場合であっても、通信契約によって契約を成立させるとは、第26項(2)の(イ)の定めがあります。
- お客様が(2)の期限内に申込金の支払いがなされない場合は、当社らは、予約がなかったものとして取り扱います。
- お申込みの際、お一人様につき最大のお申込み金額をお支払いいただきます。申込金は、「お支払い対象旅行代金または「取消料」、「違約料」の一部または全部として取り扱います。

区分	申込金(おひとり)
旅行代金が30万円以上	50,000円以上旅行代金まで
旅行代金が15万円以上30万円未満	30,000円以上旅行代金まで
旅行代金が15万円未満	20,000円以上旅行代金まで

この表における旅行代金は、「お支払い対象旅行代金」のことをいいます。特定期間、特定コースにつきましては、別途パンフレット等に定めるところによります。

- ウエイティングの取扱いについての特約
当社は、お申込みいただいた旅行が、その時点で満席その他の理由で旅行契約を締結できない場合であっても、お客様が特に希望する場合は、以下により、お客様と特約を結んで、当社が旅行契約を締結することができるとは、別途パンフレット等に定めるところによります。

- お客様がウエイティングの取扱いを希望する場合は、当社は、お客様が当社からの回答をお待たせいただける期間(以下「ウエイティング期間」といいます。)を確認の上、申込書にお申込み相当額をご提出いただきます。この時点で旅行契約は成立していません。また、当社は、将来に旅行契約が成立することをお約束するものではありません。
- 当社は、前(ア)の申込金相当額を「預り金」として保管し、お客様と旅行契約の締結が可能となった時点でお客様に旅行契約の締結を承諾した旨を通知するとともに「預り金」を申込金に充当します。
- 旅行契約が当社が前(イ)により、旅行契約の締結を承諾した旨の通知がお客様に到達した時に成立することとなります。
- 当社は、ウエイティング期間内に旅行契約の締結を承諾できなかった場合は、預り金の全額をお客様に払い戻します。
- 当社は、ウエイティング期間内で当社が旅行契約の締結を承諾する旨を回答する前にお客様からウエイティングの取扱いを解除する旨の申し出があった場合は、預り金の全額をお客様に払い戻します。この場合、お客様からのウエイティングの取扱いを解除する旨の申込みが取消料対象期間にあつたときは当社は取消料をいただきます。

- 当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から旅行申込みがあった場合、契約の締結及び解除等に關する一切の代理権を契約責任者が有しているとします。契約責任者は、当社が定めるために、構成者の名簿を当社にご提出いただきます。当社は、契約責任者が構成者として現い、又は将来立身が予定される債務又は義務については、何ら責任を負わないものとします。当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とします。

3. お申込み条件

- お申込み時点で未成年の方は、原則として親権者の方の同意書をご提出いただきます。
- 旅行開始時点で15歳未満の方は、親権者の方の旅行を条件とさせていただきます。
- 特定旅客層を対象とした旅行、あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢、資格、技能その他が当社の指定する条件に合致しない場合は、お申込みをお断りする場合があります。
- お客様が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- お客様が、当社に対して暴力的又は不当な要求行為や取引に關する脅迫的な言動や暴力を用いる行為を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- お客様が、風説を流布したり、偽計や威力を用いて当社からの信用を毀損した行為を妨害するなどの行為を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- 健康を害しては、方、車椅子などの器具をご利用になっている方、方、心身障害のある方、食物アレルギー・動物アレルギー・花粉症、アレルギー、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、お申込みの際に、参加にあたり特別の配慮が必要となる旨をお申し出ください。旅行契約成立後における状態になった場合も直ちに申し出ください。あらかじめ当社からご案内申し上げますので旅行中に必要となる措置の内容を具体的に申し出てください。
- 前号のお申し出を受けた場合、当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状況及び必要とされる措置についてお伺いし、又は書面ですれを申し出ていただくことがあります。
- 当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客様からお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申込みをお断しし、又は旅行契約を解除させていただきます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に関する費用は原則としてお客様の負担となります。
- お客様が旅行中に疾病、傷害その他の事由により医師の診断または療養が必要であると当社が判断した場合は、必要な処置をとることがあります。これに係る一切の費用はお客様の負担となります。
- お客様の都合による別行動は、原則としてできません。ただし、コースにより、別途条件によりお受けすることがあります。
- お客様の都合により旅行の行程から離脱される場合は、その旨、復帰の有無、復帰される場合は復帰の予定日時等の連絡が必要です。
- お客様が他の旅行者に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げると当社が判断する場合には、お申込みをお断りする場合があります。
- その他当社の業務上の都合があるときは、お申込みをお断りする場合があります。
- 渡航先によっては、外務省「海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。お申込の際に「海外危険情報」に関する書面をお渡しします。また、外務省「海外危険情報ホームページ」(http://www.anzen.mofa.go.jp/)でもご確認ください。旅行のお申込み後、旅行の目的地に「海外危険情報」が発出された場合は、当社は旅行契約の内容を変更し又は解除することがあります。外務省「海外危険情報」が渡航の是非を検討してください。以上の危険情報が発出された場合は、当社は旅行の履行を中止することがあります。その場合は旅行代金を全額返金いたします。ただし、当社が安全に対し、適切な措置がとられると判断して、旅行を履行する場合があります。この場合、お客様が旅行を取りやめるときは、当社は所定の取消料を申し受けます。
- 渡航先の衛生状況については、厚生労働省「検疫感染症情報ホームページ」(http://www.forth.go.jp/)でもご確認ください。

4. 契約書面および確定書面(最終日程表)の交付

- 当社は、旅行契約が成立した場合は速やかに旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件および当社の責任に関する事項を記載した書面(以下「契約書面」といいます。)

- す。をお客様にお渡しします。なお、この条件書およびパンフレット等、お支払い対象旅行代金の領収証、確定書面(最終日程表)は契約書面の一部となります。
- 確定した旅行日程、航空機(便名および宿泊ホテル名、集合場所および時刻等)が記載された確定書面(最終日程表)を速くとも旅行開始の前日までににお渡しします。(原則として旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7～10日目にあったり前日にお渡しするよう努めますが、旅行開始日が年末年始、ゴールデンウィーク等の特定時期にあたるコースの一部では、旅行開始日の前日にお渡しすることがあります。この場合でも旅行開始日の前日までに旅行開始し、また、旅行開始日の前日またはさかのぼって7日目にあったり以降に旅行開始し、申込みがなかった場合は、旅行開始日よりお渡しします。また、お渡し前日であってもお問い合わせいただければ、手配内容についてご説明いたします。
- 当社が手配し、旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、確定書面(最終日程表)に記載することによって特定されます。

5. お支払い対象旅行代金

- 「お支払い対象旅行代金」(以下単に「旅行代金」といいます。)とは、「パンフレット等に記載の旅行代金」と(ア)「追加代金」の合計から(イ)「割引代金」を差し引いた額をいいます。「旅行代金」は「申込金」、「取消料」、「違約料」、「変更補償金」の額を算出する際の基準となります。
- 「追加代金」、「割引代金」は、当社がパンフレット等に表示した以下のものをいいます。

- 追加代金
 - お客様ご希望により、また当社が他のお客様との相部屋をお受けしないことを明示した場合に1人部屋を使用される場合の追加代金
 - ホテルまたはお部屋の等級アップ等「アップグレード」追加代金
 - C、Fクラス追加代金等と称する航空機使用座席の等級変更による追加代金
 - 食事つきプラン、「観光なしプラン」等を基本とする場合の「食事つきプラン」、「観光なしプラン」等の変更のための追加代金
 - 「延泊プラン」等と称する延泊のための追加代金
 - その他「〇〇プラン」、「〇〇追加代金」とパンフレット等に記載した追加代金
- 「割引代金」
 - トリプル割引代金(等)とし、1部屋に3人以上のお客様が宿泊することを条件とした割引代金
 - 子供割引代金(等)年齢その他の条件による割引代金
 - その他「〇〇割引代金」とパンフレット等に記載した割引代金

6. 旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目にあったり前日にお支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目にあったり以降にお申込みの場合は、旅行開始日までの当社が指定する期日までににお支払いいただきます。ただし、特定期間、特定コースにつきましては、別途パンフレット等に定めるところによります。

7. 渡航手続

- 現在お持ちの渡航手続が今回有効かどうかの確認、旅券、査証取得及び予防接種等の証明書等の渡航手続はお客様が責任で行っていただきます。入国に必要な旅券の有無を確認し、査証取得の要、不要についてはパンフレット等に明示します。また、日本国籍以外の方は、自国の領事館・渡航先の領事館・入国管理事務所にお問い合わせ下さい。
- 当社は、「旅行業約款渡航手続代行契約の部」の規定に基づき、別途「渡航手続代行契約」を締結して、所定の料金を申し受け、お客様より委託された渡航手続の全部または一部を代行することとなります。
- 当社は、当社の責に帰すべき事由により「旅券・査証」の取得ができず又は関係国への出入国が許可されなかったとしても、その責任を負うものではありません。

8. 「パンフレット等に記載の旅行代金」に含まれるもの

- 旅行日程に明示された以下のものが含まれます。旅行日程に「お客様負担」と記載したものを除きます。
 - 航空運賃及び船舶・鉄道利用運送機関の運賃・料金(この運賃・料金には、航空運賃の課す付加運賃、料(原価の異なる運賃・料金に動的に対応したため、一定の期間及び一定の条件下に限られる旅行者一律課税のものに限ります。以下同様とします。)を含みません。)パンフレット内で「アップグレード」・「ビジネスクラス」等と明示されていない場合はエコノミークラス席、鉄道は普通席を利用します。
 - 空港、港と宿泊機関との送迎バス代金等(旅行日程に「お客様負担」と明記してある場合を除く)
 - バス代金・ガレ代金・入場料等の観光代金
 - 宿泊代金及び旅行・サービス料金(本人部屋にお一人様宿泊を基準とします。ただし、旅行日程に「お客様負担」と明記してある場合を除く)
 - 食費代金及び旅行・サービス料金
 - お客様おひとりにつき「スーツケース」等1個の受託手荷物運搬料金(おひとり20kg以内が原則となっていますが、座席等級・方面により異なります)です。詳しくは係員におたずねください。ただし、航空会社の受託手荷物荷役化に伴い一部含まれない場合があります。手荷物の運送は当該運送機関が、当社が運送機関への運送委託手続を代行するものとします。一部、航空機・船・ホテルではボーダーがない等の理由により、お客様ご自身で運搬していただく場合があります。
 - 添乗員が同行するコースの添乗員同行代金
 - その他「パンフレット」等で含まれる旨明示したものの
 - 燃油サーチャージ(「パンフレット」に燃油サーチャージが旅行代金に含まれる旨記載されているもの)※燃油サーチャージのある航空会社の定め燃油サーチャージの増減・廃止があった場合も追加徴収及び返金はいたしません。
- (1)の諸費用は、お客様の都合により一部利用されなかった原則として払戻しはいたしません。

9. 「パンフレット等に記載の旅行代金」に含まれないもの

第8項の他は旅行代金に含まれません。その一部を例示します。

- 渡航手続経費(旅券・査証の取得代金、予防接種料金、渡航手続代行に対する旅行業務取扱料金等)
- 日本国内における自発から発着空港集合・解散場までの交通費、宿泊費等
- 日本国内の空港施設使用料及び旅券保安サービス料
- 運輸機関の課す付加運賃・料金(燃油サーチャージ等)(前項8(ケ)の燃油サーチャージは除きます。)*航空会社の定める付加運賃・料金の額が変更された場合は、増額になった場合は不足分を追加徴収し、減額となった場合はその分を返金します。
- 超過手荷物料金(規定の重量・容量・個数を超える分について)
- カウングレード料金、電報電話料金、ホテルのロー・メイト等のチップ、その他追加飲食・個人的性質の医療費、及びこれに伴う旅行・サービス料
- 傷害・疾病に関する医療費等
- 日本国内の空港税、出国税・国際旅客航空路料等の諸税・料金(ただし、空港税等が含まれていることと明示し、国を除きます。コースによっては、空港税等も出発前に日本国内でお支払いいただく場合もあります)
- 「オプションプラン」等と称し、現地に現地旅行会社等が希望者のみを募って実施する旅行代金の
 - 「〇〇プラン」、「〇〇追加代金」とパンフレット等に記載した追加代金
 - 第8項(エ)で旅行日程に「お客様負担」と明示した宿泊機関が課す税・サービス料金
 - 各航空会社より、指定される手荷物運搬料金及び有料の機内食や飲み物代金等、また、第8項(カ)における有料化に伴う航空会社の定め受託手荷物有料分及び一部コースにおける現地の手荷物運搬料金

10. 旅行契約内容の変更

当社は、旅行契約の成立後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画にない運送サービスの提供その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやをを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由および当該事由と因果関係を説明して、旅行日程、旅

行サービスの内容その他の旅行契約の内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは、変更後にご説明します。

11. 旅行代金の額の変更

- 旅行契約締結後は、次の場合を除き旅行代金および追加代金、割引代金の変更は一切ありません。
- 利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改訂直前の旅行代金を変更します。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあったり前日にお客様に通知します。
- 旅行内容が変更され、その旅行実施に要する費用が減少したときは、その変更差額だけ旅行代金を減額します。
- 第10項(1)の旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が増加したときは、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備が不足したとき(いわゆるオーバーブッキング等)による変更の場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。
- 当社は、運送・宿泊機関等の利用人により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合、旅行契約の成立後に当社に責に帰すべき事由により当該利用人員が変更になったときは、パンフレット等に記載した範囲内で旅行代金を変更します。

12. お客様の交代

- お客様は、当社が承諾を得た場合に旅行契約上の地位を当該お客様が指定した別の方に譲渡することができます。この場合、当社所定の用紙に必要事項をご記入の手続き(おひとり様につき11,000円・消費税込み)と共に当社にご提出していただきます。(すでに航空券を発行している場合、別途再発行に関する費用を請求する場合があります。)
- 旅行契約上の地位の譲渡は当社が承諾し、(1)の手続き完了後お客様が譲渡したときに限り効力を生じ、以降旅行契約上の地位を譲渡した方は、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することとなります。なお、当社は利用運送機関・宿泊機関が旅行者の交代に応じない等の理由により、交代をお断りする場合があります。

13. お客様の解除権—旅行開始前

- お客様は第2項の旅行契約成立後いつでも、次にいう取消料をお支払いいただくことにより、営業時間内にお受けいたします。旅行お申し込み時に営業時間等お客様の皆様でご確認下さい。

(ア) 本邦出国時または帰国時に航空機を利用するコース(イ)に掲げる旅行契約を除く)

旅行契約の解除期日	取消料(おひとり)
イ旅行開始日がピーク時の旅行である場合であつて、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって40日目にあったり以降33日目にあったりする日	旅行代金の10%(最高5万円まで)ピーク時とは、4月27日から5月6日まで7月20日から8月31日まで及び12月20日から1月19日まで
ロ旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目にあったり以降33日目にあったりする日	旅行代金が30万円以上……………5万円 旅行代金が15万円以上30万円未満……………3万円 旅行代金が10万円以上15万円未満……………2万円 旅行代金が10万円未満……………1万円
ハ旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日目にあったり以降33日目にあったりする日	旅行代金の20%
ニ旅行開始日の前々日から当日	旅行代金の50%
ホ旅行開始後又は無連絡不参加	旅行代金の100%

注：「ピーク時」とは、12月20日から1月19日まで、4月27日から5月6日までおよび7月20日から8月31日までをいいます。

- 貸切航空機を利用するコース
パンフレット等に記載する取消料によります。
- 本邦出国時および帰国時に船舶を利用するコース
当該船舶に係る取消料の規定によります(パンフレット等に記載します)。
(エ) 日程に「3泊以上」のコースを含む旅行契約であつて、契約書面に「お客様旅行契約を適用する旨記載があるコースはパンフレット等に記載する取消料によります。

- 次に該当する場合は、お客様は取消料を支払うことなく旅行契約を解除できます。
 - 契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第24項の表左欄に掲げるものその他の重要なものであることに限りします。
 - 第11項(1)の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき。
 - 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、またはお客様に不可能性が極めて大きいとき。
 - 当社がお客様に対し、第4項(2)に定める期日までに確定書面(最終日程表)を交付しなかったとき。
 - 当社の責任に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能になったとき。

- 当社は、(1)により旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金(または申込金)から所定の取消料を差し引いた残額を払い戻します。また、(2)により旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金(または申込金)の全額を払い戻します。
- 旅行契約成立後、お客様のご都合によりコースまたは出発日を変更された場合は、取り消し後に再予約を行うこととなり、(1)の取消料の対象となります。

14. お客様の解除権—旅行開始後

- 旅行開始後において、お客様の都合により旅行契約を解除または一時離脱した場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。
- お客様の責に帰さない事由により旅行日程に従った旅行サービスの提供を受けられなくなったときは、お客様は不可能になった旅行サービス提供に係る部分の旅行契約を解除することができます。この場合、当社は旅行代金のうち、不可能になった旅行サービスの提供に係る部分のみを払い戻します。

15. 当社の解除権—旅行開始前

- お客様が第6項に定める期日までに旅行代金のお支払いがないときは、当社は、お客様が旅行に参加される意思がないものとみなし、当該期日の翌日に旅行契約を解除します。この場合は第13項に定める取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。
- 当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由をご説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。

- お客様があらかじめ明示していた性別、年齢、資格、技能その他の旅行参加条件を満たしていないことが判明したとき。
- お客様が病気、必要な判断者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと当社が認めるとき。
- お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体旅行の円滑な実施を妨げる恐れがあると当社が認めるとき。
- お客様が契約内容に關し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
- お客様の数が「パンフレット」等に記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって23日目に「ピーク時」旅行開始するときは33日目に当たる日以前に、旅行の中止を通知します。
- コースを目的とする旅行における降雪量の不足により、当社があらかじめ表示した旅行実施条件が成立しないとき、又はそのおそれ極めて大きいとき。
- 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、またはお客様に不可能性が極めて大きいとき。
- 上記(ア)の一例として新規に就航する航空会社及び新規に就航する路線を利用する取得、並びにチャーター便を利用する場合において航空会社による関係各国許認可の取得ができないことにより運送サービスが中止されたとき。
- 当社は、(1)により旅行契約を解除したときは、既に收受している旅行代金(または申込金)から取消料を差し引いて払い戻します。(2)により旅行契約を解除したときは、既に收受している旅行代金(または申込金)の全額を払い戻します。

16. 当社の解除権一旅行開始後

(1) 当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても旅行契約の一部を解除することがあります。

- (ア) お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないこと。
 - (イ) お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する旅行者に対する暴力又は脅迫などにより団体の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げること。
 - (ロ) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となったこと。
- (2) 解除の効果及び払戻し

- (ア) (1)により旅行契約の解除が行われた場合であっても、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する旅行契約は有効に履行されたものとします。この場合お客様と当社との契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。
- (イ) 当社は旅行代金のうち、お客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係る費用から、当社が当該サービスを提供する運送・宿泊機関等へ支払又はこれらを支払うべき消費税、運料料その他の名目による費用を差し引いて払い戻します。

17. 旅行代金の払戻し

(1) 当社は、第11項、第13項、第14項(2)、第15項及び第16項の規定により、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払戻しにあっては契約の翌日から起算して7日以内、減額又は旅行開始後の解除による払戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し当該金額を支払い戻します。

(2) (1)の規定は第21項又は第25項で規定するところにより、お客様又は当社が損害賠償請求権行使することを妨げるものではありません。

18. 契約解除後の帰路手配

(1) 当社は、第16項(1)(7)又は(ウ)の規定によって、旅行開始後に旅行契約を解除したときは、お客様に之依頼に応じてお客様が当該旅行の出発地、解放地等に戻るための必要な旅行サービスの手配を引き受けます。この場合に要する一切の費用は、お客様の負担とします。

19. 旅程管理と添乗員等

(1) 当社は次に掲げる業務を行い、お客様の安全かつ円滑な実施を確保することに努力します。ただし、お客様と当社がこれと異なる特約を結んだ場合には、この限りではありません。

- (ア) お客様が旅行中、旅行サービスを受けることができないおそれがあるとき認めるときは、旅行契約に定めた旅行サービスの提供を確実に受けられるための必要な措置を講ずること。
 - (イ) (ア)の措置を講じたにもかかわらず、旅行契約の内容を変更せざるを得ないときは、代替旅行サービスの手配を行います。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかたがたの趣旨となるよう努めます。また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めます。また、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力をします。
- (2) 当社が旅行契約により旅程を管理する義務を負う範囲は、パンフレット等に記載している発着空港(出発)から、当該空港に帰着(解放)するまでとなります。日本国内の空港から発着空港までの区間をパンフレット記載の追加代金(又は無料)で利用する場合は、当該国内区間も本体と併せて1つの募集型企画旅行の範囲として取り扱われています。パンフレットに記載のない国内線や普通運賃利用の場合は取り扱っていません。

(3) (1)の業務は、お客様は同行する旅行にあっては添乗員が、添乗員が同行しない場合は現地係員又は現地において当社が手配を代行させるもの(以下「手配代行者」といいます)が行います。

- (4) 添乗員が同行しない旅行にあっては、現地における当社(現地係員又は手配代行者等を含みます)の連絡先を確定書面(最終日程表)に明示します。
- (5) 添乗員の同行の有無はパンフレット等に明示します。
- (6) 添乗員の業務は原則として8時から20時までとします。
- (7) 当社は、旅行中のお客様が疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めるときは、必要な措置を講じることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものではないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法でお支払いいただきます。

20. 当社の指示

お客様は旅行開始後旅行終了までの間、募集型企画旅行参加者として行動していただくとは、自由行動時間中を除き旅行を安全かつ円滑に実施するため当社(添乗員、現地係員または手配代行者等を含みます)の指示に従っていただきます。指示に従わず団体行動の規律を乱し、旅行の安全かつ円滑な実施を妨げる場合は、旅行の途中であってもお客様の事後の旅行契約を解除することがあります。

21. 当社の責任

(1) 当社は、旅行契約の履行にあたって、当社または当社の手配代行者が故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償します。ただし、損害発生の日翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限りです。また、手荷物について生じた損害については、損害発生の日翌日から起算して、国内旅行にあっては、14日以内、海外旅行にあっては21日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様おひとりにつき15万円を限度(当社に故意または重大な過失がある場合を除きます。)として賠償します。

(2) お客様が、以下に例示するような当社または当社の手配代行者の関与し得ない事由によりお損害を被られたときは、当社はお客様に対して(1)の責任を負いません。ただし、当社または手配代行者の故意または過失が証明されたときは、この限りではありません。

- (ア) 天災地変、戦乱、暴動またはこれらために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
- (イ) 運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止またはこれらために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
- (ロ) 官公署の命令、外国の出入規制、伝染病による隔離またはこれらために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
- (ハ) 自由行動中の事故
- (ニ) 食中毒
- (ホ) 盗難
- (ヘ) 運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更などまたはこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮
- (ヘ) 航空運送約款または航空会社の定めにより、及び宿泊機関の予約管理方針により、お客様が日程上実際に利用できない複数の予約(重複予約)をされた場合による航空会社及び宿泊機関による予約の取り消し

22. 特別補償

(1) 当社は、当社が実施する募集型企画旅行に参加するお客様が、その募集型企画旅行中に故意かつ偶然な外来の事故によって身体に傷害を被ったときは、約款の別紙「特別補償規程」に従い、お客様またはその法定相続人に支払補償金、後遺障害補償金、通院見舞金および入院見舞金を支払います。補償金等の額は、通院見舞金として通院日別1万円2万円・10万円・入院見舞金として入院日別1万円4万円・40万円、死亡補償金として2500万円です。また、所有の身の回り品に損害を被ったときは、「特別補償規程」および携帯品損害補償金を支払います。携帯品にかかる損害補償金は、旅行者1人につき15万円を限度とします。ただし、補償対象品の一個又は一つについては、10万円を限度とします。ただし、現金、クレジットカード、貴重品、撮影装置のフィルム、その他特別補償規程第18条2項に定める品目については補償しません。

(2) お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、お客様の故意による法令に違反する行為、無免許もしくは酒酔い運転、疾病等のほか、募集型企画旅行の日程に含まれない場合で、自由行動中のスリ・盗難、バイク・オートバイ・乗車、超軽量動力艇(モーター・エンジン・グライダー、マイクロボート機、ウイングウォーク機)等搭乗、エアロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるもの等約款の別紙「特別補償規程」第3条および第5条に該当する場合は、当社は(1)の補償金および見舞金を支払いません。ただし、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。

(3) 日程上において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された場合には、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、募集型企画旅行参加は行われません。

(4) (1)の傷害・損害については、第21項(1)の規定に基づく責任を負うときは、(1)による補償金は当社が負うべき損害賠償金の一部(または全部)に充当します。

(5) 当社が本項(1)による補償金支払義務と第21項(1)による損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務、損害賠償義務とも履行されたものとします。

23. オプションツアーまたは情報提供

(1) 当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の旅行代金を受取して実施する募集型企画旅行(以下「オプションツアー」といいます。))のうち、当社が旅行企画・実施するものの第22項の適用については、当社は、主たる旅行契約の内容の一部として取り扱います。当社旅行企画・実施のオプションツアーは、パンフレット等に旅行企画・実施当社(または新潟トアベル)と明示します。

(2) オプションツアーの旅行企画・実施者が当社以外の現地法人等である旨をパンフレット等に明示した場合には、当社の募集型企画旅行ではありません。

- (ア) お申込みは原則として現地となり、お支払いも現地となります(一部日本にてお申込み、お支払いのできるものもあります)。
- (イ) 契約は現地の法令または慣習に基づいて現地旅行会社等が定めた旅行条件によって行われ、当社の旅行条件は適用されません。
- (ロ) 契約の成立は、現地旅行会社等が承諾したことに成立します。
- (ハ) 契約の成立後、現地旅行会社等が承認し、お申込みの額、現地旅行会社等にご確認いただきます。
- (ニ) 現地旅行会社等が実施するオプションツアーは旅程保証の対象とはなりません。

(3) 当社は、オプションツアーに参加中のお客様に発生した第22項で規定する損害については、同項の規定に基づき補償金または見舞金を支払います。

(4) 当社は、契約書面に単なる情報提供として可能なスポーツ等を記載することがあります。この場合、当該可能なスポーツに参加中のお客様に発生した損害に対しては、当社は第22項の特別補償規程は適用しますが、それ以外の責任は負いません。

24. 旅程保証

(1) 当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合は、お支払い対象旅行代金に右欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を、旅行終了日の翌日から起算して30日以内を支払います。ただし、当該変更が次の(ア)(イ)(ウ)(エ)に該当する場合は、変更補償金を支払いません。

- (ア) 契約内容の重要な変更が生じた原因が以下によるものであることが明白な場合(ただし、サービスの提供が行われていないにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の設備の不足が生じたこと(いわゆるオーバーブッキング等)による場合は除きます)。
 - a. 旅行日程に支障を及ぼす悪天候を含む天災地変
 - b. 戦乱
 - c. 暴動
 - d. 官公署の命令
 - e. 欠航、不通、休業等の運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止
 - f. 遅延、運送スケジュール変更等の当初の旅行計画にない運送サービスの提供
 - g. 運送業者の生命または身体を安全確保のための必要な措置
- (イ) 第21項の規定に基づく当社の責任が明らかであること。
- (ウ) 第13項、第14項、第15項および第16項の規定に基づき旅行契約が解除された場合の当該解除された部分に係る変更であること。
- (エ) 契約書面に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができたこと。

(1)の規定にかかわらず、当社が支払うべき変更補償金の額は、旅行者1名に対して1旅行契約につき旅行代金に15%を乗じた額を上限とします。旅行者1名に対して1旅行契約につき支払うべき変更補償金が1,000円未満の場合は、変更補償金を支払いません。

(2) お客様が同意された場合に限り、金銭による変更補償金の支払いに替え、同等価値以上の物品または旅行サービス(提供)の価値を旅行することができます。

(3) 当社の(1)の変更補償金を支払った後は、第21項の規定に基づく当社の責任が発生するものと明らかになった場合は、お客様は当該変更による変更補償金を当社に返還していただきます。この場合、当社は、当社が支払うべき損害賠償金の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺した残額を支払います。

当社の変更補償金支払う変更	変更補償金の額 =お支払対象旅行代金×件につき下記の率	旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合
① 契約書面に記載した旅行開始日または旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
② 契約書面に記載した観光施設(レストラン等を含みます)その他旅行の目的地の変更	1.0%	2.0%
③ 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備(車内及び機内)の等級の変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りです。)	1.0%	2.0%
④ 契約書面に記載した運送機関の種類または会社名の変更	1.0%	2.0%
⑤ 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地または空港又は旅行終了地である空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
⑥ 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における往復の乗継便又は経路便への変更	1.0%	2.0%
⑦ 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更(当社が宿泊機関の等級を定めている場合であって、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。)	1.0%	2.0%
⑧ 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0%	2.0%
⑨ 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

注1) 旅行開始前とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合をいい、旅行開始後とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいいます。

注2) 確定書面が交付された場合には、「契約書面」上にあるものを確定書面と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更により1件として取り扱います。

注3) 第3号又は第4号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊施設の利用を伴うものである場合は、1泊につき2件として取り扱います。

注4) 第4号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備が高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

注5) 第7号の宿泊機関の等級は旅行契約時当該方面のパンフレット等に記載しているものとします。

注6) 第4号又は第7号若しくは第8号に掲げる変更が、1乗車船等または1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船等または1泊につき、1件として取り扱います。

注7) 第9号に掲げる変更については、第1号から第8号までの率を適用せず、第9号によりです。

25. お客様の責任

(1) お客様の故意、過失、法令・公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社の約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けず。

(2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他募集型企画旅行の内容について理解するよう努めなければなりません。

(3) お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載した旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨をお申し出ください。

26. 通信契約

(1) 当社は、当社らが提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます)のカード会員(以下「会員」といいます)より、所定の伝票への「会員」の署名なくして旅行代金の支払いを受けること(以下「通信契約」といいます)を条件に、「電話、郵便、ファクシムリ」その他の通信手段による旅行のお申込みを受け場合があります。ただし、当社らが提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がないときや、業務上の理由等でお受けできない場合があります。(受託旅行会社により当該取扱ができない場合があります。また取扱可能なクレジットカードの種類も受託旅行会社により異なります。所定の伝票に会員の署名がないときはクレジットカードでお支払いいただく契約は、通信契約に該当せず、通常旅行契約となります。)

(2) 通信契約により旅行契約を締結するときの旅行条件は、通常の募集型企画旅行契約の場合と一部異なります。その主要な点をご案内します。

- (ア) 通信契約の申込みの際に、会員は申込みしよとする「募集型企画旅行の名称」、「出発日等」に加えて、「カード名」、「会員番号」、「カード有効期限」等を当社らにお申し出いただきます。
- (イ) 通信契約による旅行契約は、電話による申込みの場合も当社らが契約の締結を承諾した時に成立するものとします。郵便、ファクシムリによる申込みの場合も当社らが契約の締結を承諾する旨の通知が会員に到達した時に成立するものとします。
- (ウ) 通信契約で「カード利用日は、会員及び当社らが旅行契約に基づく旅行代金等の支払又は払戻権を履行すべき日とし、前者は契約成立日、後者は契約解除のお申出のあった日となります。
- (エ) 与信等の理由によりお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社は通信契約を解除し、第13項(1)に掲げる取消料と同額の違料をお申受けします。ただし、当社ら別途指定する期日までに会員による旅行代金の支払いをいただいた場合にはこの限りではありません。
- (エ) 通信契約を締結しよとする場合であって、会員の有するクレジットカードが無効等により旅行代金等が提携会社の手配代行者のカード会員から従って決済できないときは、旅行契約を拒否させていただきます。
- (ウ) 通信契約を締結する場合、当社らが提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がない等または業務上の理由でお受けできない場合があります。

27. その他

- (1) お客様が個人的な案内、買物等を添乗員、現地係員等に依頼された場合にそれに伴う諸費用、お客様の疾病、傷害等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物・貴重品の紛失、忘れ物回収に伴う諸費用及び別行動手配のために要した諸費用が発生した場合は、お客様は負担していただきます。
- (2) お客様の便宜を図るために、土産物店等に案内する場合がありますが、お買物に際してはお客様の責任で購入していただきます。当社は、商品の交換や返品等のお手配はいたしませんので、購入の際にはトラブルが生じないよう商品の確認及びレシートを受け取りなどを必ず行なってください。免税払い戻しがある場合は、ご購入品を必ず手荷物としてお手元にご用意いただき、その手続きはお客様が、空港において手続き方を確認のうえ、お客様ご自身の責任で行なってください。ワシントン条約または国内語法に日本に持込みが禁止されている品物がございますので、ご購入には十分注意ください。
- (3) 当社はいかなる場合も旅行の再実施いたしません。
- (4) 当社の募集型企画旅行に参加いただくことにより、航空会社のマイレジャーサービスを受けられる場合がありますが、マイレジャーサービスに係るお問い合わせ、登録等はお客様ご自身で当該航空会社に行ってください。また、旅行開始日の航空会社の変更等により、お客様の当初予約する予定であったマイレジャーサービスが受けられなくなったときでも、理由のいかなる場合でも当社(21)の責任を負いません。
- (5) 子供代金は、旅行開始日を基準に満2歳以上12歳未満の方に適用いたします。幼児代金は、旅行開始日を基準に満2歳未満で、航空座席及び客室におけるベビーを専用で使用しない方に適用します。
- (6) 旅行中に事故などが発生した場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご連絡ください。
- (7) 疾病・傷害が発生した場合は、多額の治療費、送戻費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への賠償金請求や賠償金の回収が大変困難な場合があります。これらの治療費、送戻費、死亡・後遺障害等を担保するため、お客様ご自身で充分な額の海外旅行保険に加入されることをお勧めします。海外旅行保険については販売店にお問い合わせください。
- (8) 当社所定の申込書にお客様のローマ字氏名を記入する際は、今回の旅行に使用する旅券に記載されているおに記入ください。お客様の氏名が誤って記入された場合は、航空会社の発行替え、関係する機関への氏名訂正が必要となります。この場合、当社とお客の交代の代金に準じて、第12項のお客様の交代手数料を申し受けます。なお、運送・宿泊機関の事情により、氏名の訂正が認められず、旅行契約を解除した場場合もあります。この場合には第13項の当社所定の取消料をいただきます。

28. 旅行条件、旅行代金の基準

旅行条件、旅行代金の基準日は、それぞれ契約書面に明示します。

29. 弁済業務保証金制度およびポイント保証制度

当社は、一般社団法人日本旅行業協会の保証社員になっております。当社と旅行契約を締結したお客様は、その経過から当該契約に關し当社に対して債権を取得した場合で当社からその支払いを受けられなかったときは、弁済業務保証金制度により、原則として、一定額に達するまで弁済を受けることができます。また、当社は、一般社団法人日本旅行業協会のポイント保証社員にもなっております。当社と旅行契約を締結したお客様は、上記のような事態が生じた場合であって、上記の一定の弁済限度を超えたことを理由に弁済を受けられなかった場合、一般社団法人日本旅行業協会のポイント保証制度により、原則として、一定額に達するまで弁済を受けることができます。

30. 個人情報の取り扱い

(1) 当社及びパンフレットの受託販売(販売店)に記載の受託旅行者(以下「販売店」といいます)は、(以下、両者合わせて当社等といいます)。旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただきます。ただし、お客様のお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等(主要な運送・宿泊機関等)についてはパンフレット記載の日程表及び別途契約書面に記載した日までに送附する確定書面に記載されている。の提供するサービスの手配及びそのサービスの受領のための手続(以下「手配等」といいます。))に必要な範囲内、当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続きに必要な範囲内、並びに旅行先の土産品店等のお客様の買物の便宜のために必要範囲内、さらには運送・宿泊機関等、保険会社、土産品店に対し、お客様の氏名、住所等の連絡先、パスポート番号及び搭乗される航空会社名等、あらかじめお客様の方法等を送付することによって提供いたします。お申込みいただく際には、これらの個人情報の提供についてお客様に同意いただくとします。

(2) このほか、当社等では、旅行保険等旅行に必要となる当社等と提携する企業の商品やサービスの案内、当社等の商品やサービスの案内、旅行参加後のご意見やご感想の提供のお便り、アンケートの調査、特典サービス提供、将来、よい旅行商品を開発するためのマーケット分析、統計資料の作成のために、お客様の個人情報を利用していただくことがあります。

(3) 当社等は、旅行中に傷害があった場合、天候等の影響で旅行日程に大幅な変更があった場合に備え、お客様の旅行中の国内連絡先の方の個人情報をお預けしています。この個人情報には、お客様に傷害があった場合やお客のご旅行日程に大幅な変更があった場合、その他等国内連絡先の方へ連絡の必要がある当社等が認めた場合に使用させていただきます。お客様は、国内連絡先の方の個人情報をお客様等に提供することによって国内連絡先の方の同意を得るものとします。

(4) 上記のほか、当社の個人情報取得に関する方針については、お客様の店舗又はホームページ(<http://www.nts-kij.co.jp>)でご確認ください。なお、販売店個人情報の取扱いに関する方針については、お客様ご自身でご確認ください。